

平成 24 年度
第 2 回
岩手県私立学校審議会資料

日 時 平成 25 年 3 月 27 日 (水) 午後 3 時

場 所 岩手県庁 4 階 4 - 1 特別会議室

岩手県総務部法務学事課

次 第

1 開 会

2 出席者の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 協議事項の審議

私立幼稚園の設置計画について

社会福祉法人愛泉会 (仮称) 釜石幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

5 報告事項

(1) 平成 24 年度第 1 回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(2) 園児募集の停止について

学校法人見真学園 あけぼの幼稚園

(3) 全国私立学校審議会連合会総会の概要について

(4) 東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について

} 別添

6 その他

7 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

平成25年3月27日現在

	職名等	氏名	備考
1	岩手県立大学社会福祉学部准教授	咲間 まり子	
2	岩手大学教育学部教授	田代 高章	欠席
3	学校法人コアトレース理事長	久保 榮子	
4	元岩手県教育委員会教育長	佐藤 勝	会長
5	盛岡生活文化研究室幹事	大森 紀代美	
6	双葉幼稚園園長	今西 界雄	
7	盛岡スコーレ高等学校長	横田 禮子	欠席
8	学校法人つばめ学園理事長	工藤 純世	欠席
9	盛岡白百合学園中学校長 高等学校長	荻原 禮子	欠席
10	東北公営企業株式会社代表取締役社長	柏 眞喜子	

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

私立幼稚園設置計画の概要

1	設置者	社会福祉法人愛泉会						
2	代表者名等	住 所	岩手県釜石市大渡町1丁目8番4号					
		氏 名	理事長 鈴木 洋一					
3	学校名	(仮称)釜石幼稚園(認可保育所と併設予定)						
4	位 置	岩手県釜石市天神町 ※現在：天神児童公園・釜石第一幼稚園						
5	開設予定期日	平成26年4月1日						
6	収容定員 (幼稚園のみ)	総定員 45人(3学級)						
		(内訳) 3歳児15人、4歳児15人、5歳児15人						
7	施設の概要 (全体)	園 地				幼稚園舎		
		園舎敷地	園庭	その他	計			
		借 用	900.91 ㎡	734.00 ㎡	535.09 ㎡	2,170 ㎡	199.75 ㎡ 142.71 ㎡ 417.81 ㎡ 計 760.27 ㎡	3歳児以上保育室…3室 遊戯室 その他(保育所専有除く)
8	設備の状況	校 具	机、椅子 ほか					
		教 具	ピアノ、平均台、跳び箱、ブロック ほか					
		図 書	絵本、紙芝居、パネルシアターセット ほか					
9	教職員採用計画 (幼稚園のみ)		教員(人)	職員(人)	専任で園長を配置する。保育士の有資格者の中から、幼稚園担当(本務)3名と、保育所籍の保育士(兼務 幼稚園児教諭免許保持者)2名を配置する。			
		専 任	1	0				
		兼 任	5	4				
		計	6	4				
10	収支予算 (幼稚園のみ)	項 目	収 入		項 目	支 出		
			26年度	27年度		26年度	27年度	
			千円	千円		千円	千円	
		生徒納付金	14,850	14,250	人件費	17,040	17,040	
		資産運用収入	0	0	事業費	5,447	5,447	
		借入金	0	0	事務費	1,607	1,607	
		県補助金	10,000	10,000	その他	0	0	
		その他	72	42				
計	24,922	24,292	計	24,094	24,094			
※ 創立当初に要する財産の総額						0千円		

- 1 設置者は、社会福祉法人であり、現在保育所を運営している。今回幼稚園を新設し、幼保連携型認定こども園とすること。保育所定員60名であり、幼稚園定員45名と併せて計105名となる。
- 2 施設は、幼稚園と保育所との合築型となり、釜石市が復興計画の整備事業の一部として建設するため、当該設置者に施設及び土地を貸与することとなる。備品類は、支援団体から寄付がある。
- 3 現時点で提出されている計画書の数字をもとに、面積、予算等の数字を記載していること。

設 置 趣 意 書

1・設置に至る動機

当法人が運営する「釜石保育園」は平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により施設が全壊し、保育園の運営を継続することが困難となりましたが、幸いにも全壊した施設からは遠いものの廃止となった旧釜石南幼稚園舎を仮園舎として同年4月1日から保育園を再開することができました。

当法人では、市内中心部に新施設の開設を目指し釜石市に対して支援要請を行うとともに、就学前児童に対する教育及び保育に関し検討を進めてまいりました。

震災前には、市内中心部に公立の釜石第一幼稚園と私立の釜石保育園の2施設でありましたが、現在は公立幼稚園1園のみとなっており1日も早い保育施設の復興が求められておりました。

この間、釜石市からは「復興まちづくり基本計画」及び「幼児教育振興計画」が示されました。示された内容は「被災した保育所の復興と併せて幼保一体化施設」として認定こども園の設置を推進すること、併せて公立幼稚園の縮小、民営化への移行を検討するというものでした。

釜石市からは、①浸水区域外の天神地区に災害復興住宅と併せて市が認定こども園を整備したいこと、②整備場所は公立の釜石第一幼稚園に隣接する場所となること、③現在の釜石第一幼稚園は遊戯室も占有できる園庭もないという保育環境にあるため、安全で安心できる新しい施設で釜石第一幼稚園の園児も一緒に保育してほしいこと、④認定こども園とすることで、保護者が就業の有無に関係なく安心して預けられる保育環境が整うこと、⑤これらを踏まえ、法人として復旧復興の方向性を検討してほしいとの要請、相談がありました。

理事会等において検討を進めた結果、市内中心部に保育施設用地確保が困難な現状であることから、釜石市の提案を受け入れるものとし、就学前児童が保育に欠ける、欠けないに関係なく等しく保育と幼稚園教育を受けられる施設であることが望ましいことから、法人として正式に「認定こども園」を設置することを、平成24年5月29日に開催された理事会及び評議員会において決定しました。

平成24年6月、釜石市及び市議会において、市が整備する建物を当法人が借り受け「認定こども園」を設置・運営するという方向性について了承されたことを受け、新たに幼稚園の設置について申請するものです。

また、厚生労働省告示により、国の保育指針が保育所を「養護と教育を一体的に行う事を特性とした」と改正されたことにより、当法人が基本理念とする「就学前児童が保育と教育を受けられる施設であるべき」との方向性と、釜石市が進める「復興まちづくり基本計画」及び幼児教育振興計画と一致したことが設置に至る動機です。

なお、この計画は市中心部において他の幼稚園と競合しないことを申し添えます。

2・理想・目的

就学前児童は大きく二つに分かれ、保護者の共働き等による「保育に欠ける」児童は保育園への入所、「保育に欠けない」児童は幼稚園への入園となっておりますが、現在の制度は保育に欠ける、欠けないに関係なく、教育及び保育を受けられるように大きく改正されました。

当法人は、幼稚園及び保育園に大きな違いはなく、同じ就学前児童の施設であると考えております

子どもの実情に併せ、保育園児と幼稚園児とが1日を通して共通する幼児教育と保育を受けられる環境を整え、保護者が安心して子どもを預けられる施設であることを理想とすることから、幼稚園を設置するものです。

幼稚園児の預かり保育、完全給食実施を通じた食育、日常生活・遊びや行事を通じた異年齢児を含む子供同士の連携、思いやりと支えあう気持ちを持った子どもへの成長を、保護者・地域・職員が一体となって進められる施設を目指してまいります。

3・教育方針

就学前児童を保育する施設である幼稚園及び保育園は、子ども達の生涯を形成する上で最も重要な役割を持った施設であるということを基本とし、保護者・地域・職員が一体となり、当地域の特性と特色を生かした施設を目指してまいります。

当地域は、自然豊かな「海」「山」「川」に囲まれています。そこから得られる遊びを通じた教育、郷土の伝統等を取り入れた教育を積極的に取り入れ、次世代を担う就学前児童が「明るく」「元気に」1日を過ごせるよう、下記項目を中心として目指し、取り組んでまいります。

- (1) 遊びを通してひとり一人の子どもが考えることができる環境
- (2) 遊びを通してひとり一人が学ぶことができる環境
- (3) 遊びを通してお互い仲間を思い助け合える環境
- (4) 遊びを通して地域や多くの人と交流できる環境
- (5) 保護者と施設職員連携による安心して学び遊べる環境

4・設置場所等

(1) 設置場所

岩手県釜石市天神町地内

(2) 設置場所選考理由

平成23年3月11日の「東日本大震災」により浸水地域以外に当法人独自に用地の確保は困難な状況であり、釜石市が復興事業として天神地区に災害復興住宅とこども園を併せて整備することになったことから、この施設の貸与を受け、開設するものです。

平成 24 年度

第 2 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 平成 25 年 3 月 27 日 (水) 午後 3 時

場 所 岩手県庁 4 階 4 - 1 特別会議室

岩手県総務部法務学事課

報告事項 1

平成 24 年度第 1 回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(平成 24 年 10 月 11 日付け認可)

1 学校の収容定員に係る学則変更認可

学校法人撫子学園 なでしこ幼稚園

学校法人富士修紅学院 修紅短期大学附属幼稚園

学校法人華泉学園 花泉幼稚園

学校法人里中山学園 龍澤寺幼稚園

学校法人野田学園 甲東幼稚園

学校法人紅葉学園 矢巾中央幼稚園

学校法人光明学園 山田幼稚園

学校法人龍澤学館 盛岡中央高等学校

2 高等学校の学科設置認可

学校法人久保学園 盛岡女子高等学校

園児募集の停止について

学 校 名	あけぼの幼稚園				
位 置	奥州市水沢区東町 38 番地				
設 置 者	学校法人見真学園				
募集停止の時期	平成 25 年 4 月 1 日以降の入園者				
園 児 在 籍 状 況 (平成 24 年 5 月 1 日現在)		3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
	定 員	35 人	35 人	35 人	105 人
	在 籍 数	6 人	7 人	9 人	22 人

全国私立学校審議会連合会第 67 回総会の概要について

- 1 日 時 平成 24 年 10 月 25 日（木）～26 日（金）
- 2 会 場 城山観光ホテル（鹿児島県鹿児島市）
- 3 出席者 法務学事課主査 三上 克好
- 4 総会

(1) 平成 23 年度私立学校審議会委員功労者表彰について

(2) 報告・協議

ア 平成 23 年度事業報告について

イ 平成 23 年度決算報告及び監査報告について

ウ 平成 24 年度・平成 25 年度役員について

エ 平成 24 年度事業計画について

オ 平成 24 年度収支予算について

カ 平成 24 年度都道府県分担金(案)について

キ 規約の一部改正(案)について

ク 専門部会の協議議題について

①第 1 専門部会（専修学校・各種学校関係）

②第 2 専門部会（幼稚園・特別支援学校関係）

③第 3 専門部会（小学校・中学校・高等学校関係）（出席者参加）

（別添「第 67 回総会鹿児島大会まとめ」のとおり）

第 1 専門部会（専修学校・各種学校関係）**1. 専修学校の単位制・通信制の導入に係る取組み・審査基準の改正状況について**

各都道府県における、専修学校単位制・通信制の導入への取組み・審査基準改正の状況については、事前調査の結果、単位制では 11 県、通信制では 12 県が検討中であると報告され、特に通信制に関する国の設置基準が大綱的であり、具体的な情報も少ないことが指摘された。

以上にかんがみ、

- ① 多くの都道府県では、全国の認可状況を見ながら審査基準の策定、変更を行う予定であるとされ、審査基準策定に当たっては、今後具体的な審査結果を反映させながら、よりよい審査基準に形作っていくことが望ましい。
- ② 都道府県ごとの許認可の基準に大幅な差異が出るのは好ましくないことから、共通のルール作りが必要なのではないかと認識が示された。

との認識が示された。

今後の対応として、

- ① 都道府県において通信制の設置に係る審査・認可が行われた際には、認可までの具体的プロセスを審査基準策定の参考事例とすること。
- ② そのためには 47 都道府県相互の情報共有を図る必要があり、全審連としては、適宜、各都道府県における通信制の審査・認可状況調査を実施するとともに、都道府県ごとの審査基準を早期に整備することが必要であること。

について、確認された。

一方で、専修学校は現在、指定養成関係の一部の国家資格について、正規課程とは別に、附帯事業による通信制が行われており、平成 22 年 4 月時点で 42,000 名の在籍者数を有している。

しかし、正規課程と違い、消費税が課税されるなど、学ぼうとする学生に不利益が生じている。

この点について、これまでの専修学校の教育実績を踏まえ、文部科学省では、是非正規課程として、通信制を実施していく道筋を示してほしいとの意見が出された。

2. 専修学校の通信制の学科の認可について

「専修学校設置基準（文部科学省令第 14 号）・別表第 3」にある通信制の学科に係る教員数に一部誤りがあり、文部科学省に対して該当箇所を訂正を依頼中であることが報告された。

各都道府県における通信制学科の設置認可の在り方については、今後、文部科学省の認可基準に係る取組みも注視しつつ、他県の事例を見ながら検討していくとの共通認識が示された。

第2 専門部会（幼稚園・特別支援学校関係）

1. 幼稚園の定員管理について

幼稚園の定員管理について、事前の調査資料とあわせて、各都道府県からその状況を伺った。

本部会では、定員充足率が低い園への指導や、定員充足率が満たないと申告があった際の対応方法について各都道府県より意見が出された。今後も見込まれる少子化や子ども・子育て関連3法にかかる新たな認定こども園の動向を含めて、方向性を模索する必要があるのではとの意見も出された。

2. 幼保連携型認定こども園の拡充への対応について

幼保連携型認定こども園の拡充への対応について、事前の調査資料とあわせて、各都道府県からその状況を伺った。

本部会では、子ども・子育て関連3法にかかる新たな認定こども園と私学審の関係が現時点では不透明であるとの意見が出された。また、大阪府の箕面市など一部の市では私学審の設置権限も含めて、権限の全面的な移譲を求めていく動きがある。一部の市のみが権限を持つことにより、隣接する市区町村との関係や、市区町村の財政状況により教育の質を担保することに懸念が持たれる。今後、市区町村に設置される「子ども・子育て会議」への積極的な参加を行なうとともに動向に注視することが重要との認識が示された。

3. 「就学前教育の在り方」～私立幼稚園の果たす役割について～

「就学前教育の在り方」私立幼稚園の果たす役割について、各都道府県からその状況を伺った。

本部会では、家庭教育を補完する幼稚園が本来の役割を今後も維持していくために、教育の質の担保や、その重要性を社会に訴えていくべきとの意見が出された。そのためには今後、市区町村に設置される「子ども・子育て会議」に私立幼稚園関係者が構成員となって市区町村と連携を図っていく必要があるとの意見が出された。

第3 専門部会（小学校・中学校・高等学校関係）

1. 私立高等学校の新設計画に係る生徒需要予測について

事前調査の結果によると、私立高等学校の設置計画の申請時に、生徒の需要予測の資料提出を求める県と求めない県が、約半分に分かれた。資料を求める理由は、学校運営の安定性・継続性を確保するためであるが、様々な要素があるため、生徒の需要予測の妥当性を判断するのは難しい状況

である。

その一方で、私立学校の設置認可の判断に際し、生徒の需要予測の数値だけが重視されるような企業論理で議論がなされることは望ましくない。

現在、少子化の影響もあり、私立学校の新設は難しい状況にあるが、審議の際には、生徒の需要予測以上に、新設校の教育理念や教育内容を重要視することが必要である。

2. 構造改革特別区域の株式会社による学校設置事業について

(1) 新たに特区申請があった場合、株式会社立での経営の安定性・永続性及び収支見込みの確実性についても、内閣府において特に厳密な審査が行われることの必要性について

株式会社による通信制高等学校に係る学校設置事業については、不適切な学校教育活動や一定基準に満たない管理・運営の実態を受け、文部科学省では、認定団体に対し認定のルールを厳格に適用し、新規参入のハードルを高くしている。

また、内閣府においても、「今後の対応方針」の中で、安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮する、としている。

これらを踏まえ、各都道府県からは、学校の公共性、経営の安定性・永続性は、教育の質を担保し、生徒等の利益に配慮する点から、認定上特に重要な要素である、との認識が示され、認定する地方公共団体に審査を委ねるのではなく、内閣府においても厳密な審査が必要である、との意見が出された。

(2) 株式会社立学校の学校法人化に際しては、学校設置時に私立学校審議会での審議がなされていないこと、県の設置認可基準等を満たしているかどうか審査する必要があることから、新たな学校の「設置」として扱うべきと考えられることについて

株式会社立学校のほとんどが広域通信制高等学校であり、特区区域外での面接指導や不適切な指導方法、サポート校の問題等、多くの弊害が見受けられることは、文部科学省による調査から明らかである。

こうした実態を受け、株式会社立学校の学校法人化に当たっては、学校教育の質の確保や適正な運営が担保されるべきとされ、「設置者変更」では都道府県の設置認可基準に基づくチェックが行われたこととならないため、「学校設置」手続きが妥当との意見が多く出された。

一方、文部科学省の通知においては、株式会社立から学校法人立に移行する場合には、地域の特性を生かした教育の趣旨やこれまでの教育活動実績に対する評価を踏まえるなど、適切な教育活動が行われるよう十分留意することが関係方面に要請され、「設置者変更」・「学校設置」のいずれによるかは、法令上の手続きを経て認可権者が判断して差し支えないとの見解が示されている。

以上を踏まえ、適切な学校教育が行われるために、学校法人化に際しては、私学審の審議を経て、教育活動実績の評価も十分に踏まえた上で、改めて「新設」の認可手続きを踏む必要がある、との合意がなされた。

東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について

- 1 復旧状況 ※数値は補助対象外の学校も含む。平成 25 年 2 月末現在
 物的被害 64 園校（うち沿岸 10 園）のうち、
 ・復旧済 61 園校（うち沿岸 7 園）
 ・未復旧 3 園校（うち沿岸 3 園）

【未復旧の学校の状況】

- ①高田幼稚園（陸前高田市） 休園中
 ②みどり幼稚園（大槌町）
 仮設園舎で開園中。旧園舎は取壊し予定。新園舎建設開始は、平成 25 年度以降
 ③山田幼稚園（山田町）
 町の園舎を借りて開園中。園舎建設中。平成 25 年 4 月末完成予定

2 復興支援

(1) 就学支援

ア 授業料等の負担軽減（私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助）

(23 年度～26 年度)

被災した幼児児童生徒に係る入学選考料、入学料、授業料及び施設整備費等の減免を行った学校設置者に対し補助。

24 年度見込 414 人 87,565 千円（23 年度実績 425 人）

イ 教科書購入費等（いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業

(24 年度～28 年度)

被災のため遺児・孤児となった、あるいは、低所得世帯（年収 350 万円未満）に該当することとなった高等学校生徒に対し、教科書及び制服購入費並びに修学旅行費用を給付。

24 年度見込

教科書	12 学校	85 人	支給	1,395,000 円
制服購入費	11 学校	33 人	支給	727,810 円
修学旅行費用	6 学校	15 人	支給	1,421,876 円
計				3,545 千円

ウ 緊急スクールカウンセラー等の派遣事業 ※国庫委託事業

①被災幼稚園に対する派遣（23～25 年度）

沿岸私立幼稚園の幼児等の心のケアを行うため、県非常勤職員として、幼稚園スクールカウンセラーを派遣。

平成 23 年度 24 年度とも 7 幼稚園に 8 名配置。

②私立高等学校に対する派遣（24～25 年度）

本県高卒新卒者の雇用情勢を鑑み、希望する私立高等学校に進路指導員を派遣。※盛岡スコール高等学校、一関学院高等学校に配置。

(2) 私立学校等の経営支援等

ア 災害復旧費に係る支援 (23～25 年度)

- ・「教育活動復旧費補助」 災害復旧費の6分の1に相当する額を私立学校運営費の一部として被災校に交付。(23 年度)
- ・「被災私立学校等災害復旧支援事業費補助」 災害復旧事業又は認定こども園整備事業により施設災害復旧事業を行う場合に補助。(23～25 年度)
- ・これら2つの補助事業により、学校設置者の災害復旧事業に係る自己負担額の割合は、2分の1から6分の1又は8分の1へと軽減。

イ 生徒等の減少等に対する支援 (23～26 年度)

- ・「被災私立学校復興支援事業費」 授業料等納付金収入が1割以上減少した私立学校(専修学校、各種学校を除く。)に対し、減少額の9割を補助。
- ・「被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費」
専修学校に対して、生徒の安全安心を図る取組や生徒募集、進路・就職指導等に対し補助(10/10)

ウ 被災園舎の改築支援 (23～25 年度)

- ・応急復旧した認定こども園(予定を含む。)においても、老朽化、耐震化に問題がある園舎があることから、安心こども基金(国)を活用し、園舎改築を補助。

千厩小羊幼稚園(一関市)	25 年 1 月完成
龍澤寺幼稚園※遊戯室(一関市)	25 年度完成予定
甲東幼稚園(釜石市)	25 年度完成予定
矢巾中央幼稚園(矢巾町)	25 年度完成予定